

令和7年度

第9回 佐々町農業委員会総会議事録

令和7年12月25日（木）

佐々町農業委員会

令和7年12月 第9回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和7年12月25日（木）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階委員会室

3. 開 会 令和7年12月25日（木）午後1時30分

4. 出席委員 （17名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	6	濱野 卓也 君
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君
11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君	13	坂本 真澄 君
推進委員	前川 義隆 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	辻 正人 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君		

5. 欠席委員 （1名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
10	廣川 勝巳 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	書記	福田 諒磨 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 全国農業委員会会長会について

(4) 審議事項

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第28号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について

(4) 協議事項

○佐々地区農村地域防災減災事業(ため池整備計画変更)に伴う
三条資格者の承認について

(5) その他

①1月定例会の日程について

②その他

事務局長（作永 善則君） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第9回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは初めに、實持会長から御挨拶をお願い致します。

会長（實持 雅祥君） 皆さん、こんにちは。年末の大変お忙しい時期に皆さんご出席いただきまして、本当にありがとうございます。今年は今日まで暖かい日が続いて、12月かなっていうぐらい本当に過ごしやすい日が続いておりました。明日から気温も下がり週末はもっと少し冷えるそうですし、小学校、中学校でも第2波のインフルエンザが拡大しております。皆様におかれましてもインフルエンザにならずに、健やかな新年を迎えますと申し上げ。簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席委員は12名です。廣川委員から決席届の提出があっております。最適化推進員は5名です。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を實持会長をお願い致します。

会長（實持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

はい、これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、2番、坂口委員、3番、山下委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

それでは、日程3、報告事項に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長（作永 善則君） 報告第1号。1ページから12ページまでの部分になります。

この文につきまして、農地の契約の合意解約の部分となっております。まず1ページの方をお願いします。賃貸人〇〇〇〇さん、賃借人〇〇〇〇さんの圃場の分の1筆3反4畝分、4ページの方に航空写真による地図を付けさせていただいております。5ページが2件目の分です。賃貸人〇〇〇〇さん、賃借人〇〇〇〇さんの分になります。角山免の1筆の分です。航空写真につきましては8ページにある分でございます。続きまし

て9ページ賃貸人〇〇〇〇さんと賃借人〇〇〇〇さん、市瀬免字古田の分になります。

この分につきまして12ページの航空写真による分になります。以上3件の契約の解除の手続き分になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） この件につきましてご質問はありませんでしょうか。ないようですので、次に進みます。暫時休憩します。

（休 憩 午後 13 時 39 分）

（会議再開 午後 13 時 40 分）

会長（寶持 雅祥君） それでは会を再開致します。報告第2号全国農業委員会会長会について。

先月11月26日27日と全国農業委員会会長会に出席させていただきました。例年5月に予算を組んでいただいていたんですけれども、自分がちょっと農繁期ということでお出席できなく、それで11月にもあるというふうにお聞きしましたので、そちらに予算を組んでいただいて、出席させていただきました。なかなか体験することができない体験をさせていただきまして、議員会館に行き地元の議員さんに要望等をさせていただきました。それともう一つ、農林水産省の壱岐市出身の山本啓介農林水産大臣政務官に時間をさいていただきまして30分ぐらいではありましたが、農林水産省の選管室にお招きいただき、そこで各市町意見要望等を寄せていただきました。皆さんもメディアとか新聞等でご存知かと思いますが、ここ5年で農家数が約4分の1減少しており、本県も約5300人ほどの農家数が減っております。そのことを踏まえてですね、国としても政策をしていただくのはすごいありがたいんですけれども、大規模農家ばかりではなく、西日本は特に中山間地が多い地域がほとんどですので、中小農家さんにまで行き渡るような政策、扱いやすい政策をお願いします、ということをおっしゃっていただきました。本当にここ5年10年、農地計画を踏まえたことをやっていかないと、農家さんもどんどん減っていき、後継者もいなくなり、地域の農業がなくなる恐れがあります。あと若手農家、新規就農者も意欲ある人はいるんですけども、やっぱりそういう支援がないとできないので断念する新規就農者もいらっしゃると思いますので、そういうこともやっぱり救いの手を伸べてやっていただきたいということをおっしゃっていただきました。関係資料については事務局の方にございますので、どうぞ見ていただきたいと思います。以上になります。

次に進みます。日程4審議事項に入ります。議案第26号農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の13ページの方をお願い致します。議案第26号農地法第3条第1項の規定による許可申請承認についてです。土地の所在地につきましては、こちら合計で22筆ありまして、田が13273㎡、畑が10080.38㎡、合計23353.38㎡となります。譲受人につきましては〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。申請理由としては売買による所有権移転となります。農地の場所についてなんですけど、47ページの方から地図をつけておりまして54、55の方に航空写真の方をつけております。平野免口石免木場免にまたがっておりまして対象の農地がピンクの点線で囲んでいるところが今回の対象農地となります。説明は以上になります。よろしくお願いします。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。それではこの件につきまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第26号について承認することに賛成の方は、挙手をお願い致します。挙手多数ですので承認することと致します。

次に、議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の57ページの方をお願い致します。議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について知事処分分となります。土地の所在地につきましては、佐々町小浦免字丸山〇〇〇〇と〇〇〇〇。登記地目がどちらも田、現況地目もどちらも休耕地となり、面積が1196㎡と770㎡の合計2筆で1966㎡です。譲受人につきましては〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。転用目的としましては建売住宅8棟を建設とのことです。こちら場所につきましては、72ページの航空写真の方をお願い致します。〇〇〇〇から北の方に100mほど行ったところに赤枠で囲んでいるところが今回の申請地となります。75ページの被害防除計画書をお願い致します。①の土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策としましては、（1）申請地の造成計画の内容のア、イの盛土を最高1.35m、切土を最高0.11m行い（2）被害防止措置としましては擁壁と法面保護をするとのことで、被害を及ぼす恐れはないとのことです。②の農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置としましては（1）雨水排水が溜桝を経由して水路放流とのことで、76ページの土地利用計画図をお願い致します。76ページ上で雨水が青の線となっておりまして、下の住宅側のところに用悪水路があるんですけど、そこに溜桝を経由して水路放流との

ことです。75ページの被害防除計画書の(2)(3)の汚水と生活雑排水の処理につきましては下水道とのことで76ページの土地利用計画図で言いますと緑の線が生活雑排水と汚水となっていて、横の町道に既設下水管が通っていますので、そこに放流とのことです。75ページの被害防除計画書の③周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としましては、建物の高さを6.842m程度加減するとのことで、被害を及ぼす恐れはないとのことです。説明は以上になります。よろしくお願いします。

事務局長(作永 善則君) 事務局長。ちょっと補足の説明をさせていただきます。今回の申請者である〇〇〇〇は初めての申請になる会社で、法人の登記簿につきまして86ページの方に付けさせていただいております。あと、宅建業の免許証は92ページの方に付けさせていただいております。この会社名についてはなじみがないと思われるんですけど、以前佐世保の方に〇〇〇〇というハウスメーカーがあったんですが、そこがこの会社と合併しての法人になっておりまして、今回新たに〇〇〇〇ということでの申請という流れになってきております。よろしくお願いします。

会長(寶持 雅祥君) はい、ありがとうございます。地元委員からの説明をお願い致します。

9番(松本 隆治君) 9番。この議案についてご報告申し上げます。12月22日月曜日午前9時より現地において、測量設計の責任者の方、行政書士の〇〇〇〇さん、事務局書記の福田さん、そして私、松本の4名にて現地立ち会い会をさせていただきました。資料のページ、72ページと73ページをご覧ください。ここはMR鉄道小浦駅から東の方向へ徒歩5分ぐらいの場所にあり、周りは住宅地に囲まれながらも閑静な場所です。登記地目は田んぼになっていますけれども、道路の高さから約1m前後くらい低くなっており、雨が降れば水がたまり湿地帯になって農作物を作るにはちょっと難しい圃場だったかなというふうに思います。長年ここはなかなか耕して生産物を生むというような農地じゃなくて、休耕田が続いておりまして、そういう状況でございました。施工業者の方からの説明では、切土盛土ということでございますが切土はほんのちょっとという事でほぼ盛土の方が多いというような場所です。また、73ページの写真の奥の方に森のような林が見えるんですけども、ここは〇〇〇〇さんの家があるところで、ここは住んでいらっしゃるんですけども、ここの境のところに泥止めとして擁壁を設けるということでございました。そして雨水については先ほどご説明あったように、溜枿を作って73ページの写真の左手の方が川になっているんですけどもこちらに流すということです。それから雨水処理、生活雑排水についてはこの写真の右手の方に町道があるんですが、ここに下水道管が来ておりましてこちらの方に接続が可能ということだそう

です。そして最後、隣接する周りの住宅の方にはこういう工事をするということでの説明をしているというところだそうです。以上、報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。それでは、この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。ないようですのでそれでは採決を行います。議案第27号について、転用やむなしと思われる方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので転用やむなしということで県に進達致します。

次に議案第28号、農用地利用集積等促進計画案の承認について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の93ページの方をお願い致します。議案第28号、農用地利用集積等促進計画案の承認について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による促進計画を定めるため、本委員会の承認を求める、このことで対象の契約につきましては95ページの方をお願い致します。契約番号の2の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんにつきましては取り下げの申し出がありましたのでこちらは取り下げと致します。計2契約ございまして、地目は全て田、始期が令和8年3月1日から終期が令和18年2月29日の10年間の契約となっております。金額につきましては平地が1反1万円、中山間地が1反7千円で切りのいい数字で契約をしていただいているかたちです。面積の合計としましては5598㎡となっております。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件につきまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。ないようですのでそれでは採決を行います。議案第28号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので、承認することと致します。以上で日程4、審議事項を終わります。

次に日程5協議事項に入ります。佐々地区農村地域防災減災事業、ため池整備計画変更に伴う三条資格者の承認について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。すみません、当日配付分の追加資料の方をお願い致します。その1ページをお願い致します。土地改良法第3条資格者の証明について、農林水産課の方から依頼があつておりまして、土地改良事業の申請に要する土地改良法第3条第1号に定められている資格者から土地改良事業の申請に対して同意を得たので、資格者の証明をとる事で依頼があつております。事業名としましては農村地域防災減災事業ため池整備事業。対象地が平田第一ため池、口石地区、丸尾ため池の野寄地区。資格者数としましては平田第一ため池が50名、丸尾ため池が3名とのことで、対象者に

つきましては2ページ3ページの方に掲載しております。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。ちょっと補足の説明をさせていただきます。この三条資格者証明という話の前に、なぜ今この手続きなのかというところの部分になりますけど全国的に大雨が降った際にため池の停滞が壊れてしまって下流域の方の住宅とかに被害を出したという事例がありまして、その後でため池整備の特別措置法というのが時限立法で、令和12年までの制度として今法律が定められております。この期間に整備をするために財政措置もあって、自治体及び工作者、土地の地権者の方にとっても有意な制度ということで準備ができているものから順次、今後はこういった形の証明依頼ということに出てくると思われます。ここでいう農地法の3条ではなく土地改良法の第3条ということでの資格者というのは基本的に土地所有者、農地の所有者の方が対象ということで、3条の資格者について証明を願いますということで農林水産課長部局の方から農業委員会の方に依頼が来て、それに対して3条資格者ですよという回答を農林水産課の方にお返しする形になります。基本的には各ため池ごとになりますけど、3条資格者3分の2以上の同意が取られた場合はため池の整備事業ということで事業化をしていくという流れに。町内にため池が全部で300以上ある個人ため池まで含めると、ただそのうちでも防災重点ため池という指定がされているため池の下流側に民家等があり、大雨が降って停滞等が決壊した際に人的被害の恐れがあるというため池が町内に36ため池だったんじゃないかなと、すいません数字がちょっと定かではございませんけど、そのため池の停滞等の調査をさせていただいて順次準備ができたものということで、今回は平田第一ため池と丸尾ため池の方の3条資格者の証明ということでの依頼が上がっていることとございます。基本的に今日の協議事項で承認をいただいた後の部分の事後処理になりますけど、農業委員会会長名で、3条資格者ですよという回答を農林水産課の方にお返しするという流れになります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見ご質問はありますか。せんでしょうか。

7番（荒木 武士君） この平田のため池について昨年説明があったんですよ。法面から何から全部改良するという事で。それをいつ頃からさすとかないと、分かればお願いしたいんですけど。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。現段階の工事までの工程のところはすいませんうちの事務局の方では明確に回答できる状態ではないんですが、おそらく農林水産課の方から工事の前とか今後の流れについては3条資格者の事務処理が終わって県の方の担当部局の方に報告が行った後の段階で説明等をしていく流れになるのではないかなと思っており

ます。よろしくお願いします。

7 番（荒木 武士君） はい分かりました。もう一ついいですか。名義変更を、文書の中にこの前の名前を変えてもらいたいというところがあったもので、5 番の〇〇〇〇さんが〇〇〇〇で申請していますのでよろしくお願いします。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。一応、この部分が農林水産課サイドで今の登記情報を確認した上での土地所有者というところで、もしも所有権移転登記とかがお済みであった場合、今の〇〇〇〇さんの方での照会が上がってきている形ではないかなと思うんですが、今の現時点では〇〇〇〇さんということでの3 条資格者の証明ということで、よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、暫時休憩致します。

（休 憩 午後 14 時 06 分）

（会議再開 午後 14 時 07 分）

会長（寶持 雅祥君） 会を再開いたします。他にありませんでしょうか。ないようですので、それでは3 条資格者は53 名ということで農林水産課に回答いたします。

次に日程6、その他について事務局から説明をお願いいたします。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。（5）その他の①、1 月の定例会の日程についてです。五役会が1 月19 日、月曜日の13 時半から3 階、農業委員会事務室、総会が1 月26 日月曜日の13 時半から3 階委員会室としております。よろしくお願いします。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。その他のところになりますが、今日お手元の方に配布をさせていただいております、農業委員推進委員の次期改選に向けた候補者の推薦についてお願い、という町長名の文書をお手元の方におかせていただいております。この分につきましては、2 月改選に伴う部分の概要ということで、5 ページの方に2 月号広報紙の方にも掲載をさせていただく内容を付けております。7 ページ以降が今回の改選に伴う募集要領ということで、全部で10 ページまでの内容になりますけど、農業委員、推進委員の今の任期というのが7 月19 日を丸3 年ということで、次期委員候補者の募集というところになりますけど8 ページの方に推薦募集を行う期間ということで令和8 年2 月13 日、金曜日から、規則の方で4 週間という定めになっておりますので、令和8 年3 月12 日木曜日までの28 日間ということで掲載をさせていただいております。11 ページの方をお願いしたいんですけど、ここが各団体推薦代表者からの推薦、これが農業委員用ということでの推薦の届出書になります。一番が委員候補者の推薦を受ける者の内容というところ

で該当箇所を書いていただく部分です。12ページの方が農業者地区推薦ということで、農業者の方を(1)のところになるんですけど、2名で連名で書いていただく、もしくは団体推薦という(2)のところになりますけど、ここは団体ということで、営農組合長等から推薦をしていただく場合の記入箇所になります。推薦理由あと添付書類につきまして4の添付書類というところが誓約書というところで、13ページの部分を推薦を受ける候補者の方が記載をしていただくものです。この誓約書及び同意書ということで、同意書をもとにうちの住民班、戸籍の方に破産手続等がないかとかの照会をさせていただく部分と、公金刑以上の刑の登録がないかというところの紹介と、暴力団員の関係者ではないかという照会を警察の方にさせていただく流れになります。その次の15ページ、内容につきましてはほぼ農業委員の部分と同じになりますが、推薦の届出書の方が15ページ、16ページ、17ページは先ほど申した内容と同様で、照会に係る同意書を候補者の方に書いていただくものになります。ここの部分の一旦説明をさせていただいたのが、営農組合長の方に今日の説明が終わった後、今日の郵便で総務課のポストの方に投函させていただく予定で、いったん営農組合長の元には文書が届いたけど、農業委員推進員の方が何の文書が届いているのかわからないということになったら困るかなと思ひまして、先に委員の皆様方に説明をさせていただいた後に郵送でお送りさせていただきたいと思っております。19ページ以降は推薦ではなく一般公募という扱いで、自選多選といいますと、自選の方で自分になりたいですという形での応募様式が、19ページから21ページまでの部分が農業委員の分、23ページから25ページまでの部分が推進委員分の一般公募扱いの応募の届出書になります。この19ページから25ページまでの分につきましては、今日の営農組合長の方に郵送で送る部分には付けていません。あくまでも団体農業者推薦ということでのお願いを、営農組合長の方をお願いするという流れでございます。説明につきましては、以上になります。よろしくお願いいたします。すみません、追加で。あとは事務局からとしてはちょっと言いにくい内容にはなりますが、認定農業者の割合が農業委員の枠でいきますと半数以上必要、もしくは元認定農業者とか認定農業者の家族というのも含めたところで半数以上の必要条件と、あとは中立委員が必要というところと、あとは国とか県からのお願い事項でいけば女性委員さんの割合を増やしていきましようということで、もしも退任の意向のあられる方は地元の方でどなたか女性の委員の候補者がいらっしゃるという場合は推薦の方も働きかけ等をお願いしたいと思います。説明は以上になります。

会長(寶持 雅祥君) ありがとうございます。何か皆様の方からないでしょうか。

5番(築城 武美君) 中立委員とか女性とか青年とか各方面から平成28年にご改選があつて委員を求めなさい。半数は認定農業者でまとめなさい、という指導があつたわけですね。結

果的には今私中立委員に推薦を受けて出ていますが、今回退任をするつもりであります。
よって、後任については事務局または町長サイドで推薦する者を探すという前提でよろしいでしょうか。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。すみません。ここもご相談の部分にはなってくると思うんですけど、やり方をどういった形でというのはちょっと委員さんの方にも相談すべきところかなと思っているんですけど、もし仮に事務局というよりも町長が最終的には議会の方に同意案件として議案を出されていく中で、町長がどなたかの意向があるというところも、今後確認しないといけないのかなと思うんですが、ただ農業委員会の募集要領を見ると農業者からの推薦という扱いになっていくので、あくまでも今回お配りしている推薦届出書というところは、これまで中立委員さんに関しては会長職務代理からの推薦がずっと歴代出てきているような形ではあるので、今後そこも踏まえた中で会長、職務代理の方にはちょっと確認というか、お願いをしないといけないところは出てくるのかな、ということでは事務局の方としては考えております。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） 他に皆様の方から何かございませんでしょうか。ないようですので以上で日程がすべて終了いたしました。会を閉会いたします。

（ 閉 会 午後 14 時 18 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 齋持 雅裕

会議録署名委員

山下 夕見子

会議録署名委員

坂口 隆英